

---

原著論文

---

ソーシャルワークにおける「ストーリー」の再構成について

鈴木 依子

Re-constructing “stories” in social work

Yoriko Suzuki

Based on case studies, this paper examines how parents of people with mental retardation can put meanings on their experiences and relationships with others by creating their own “stories.” The results show that stories are not built solely on the parents’ fixed psychological states. Stories change through interaction with environment, including people surrounding the parents, implying that the parents re-construct reality (themselves) through their experiences.

Moreover, the study found that re-construction of stories can be an opportunity for the parents to improve problem-solving skills by understanding reality (themselves).

Key Words : ストーリー, 自己, 経験, 再構成

1. はじめに

知的障害を持つ人は、「判断能力が不十分」として、本人の意思が長年にわたり無視されてきた歴史がある。しかし、近年になり知的障害を持つ人自身が、「自分のことは自分で決めたい」という本人活動を地域社会の中で展開するようになってきた。

国際育成会連盟が1994年、セルフ・アドボカシーの基本姿勢を示すために発表した、「信念と価値、そしてセルフ・アドボカシーの原理」のまえがきの中で、ワームストローム氏が述べた、「本人の意思が尊重され、言い分に耳を傾け、敬意を持って遇され、わからないことが説明されてこそ、人は自分の人生を価値あるものとして感じることができる。」という言葉は、知的障害を持つ人に限らず、豊かに自分らしく暮らしたいと願うすべての人にとって共通の権利である。

特に成人期は、親離れの時期でもあり、それまでの学齢期に比較して、本人の意思が尊重され、自らの生き方を選択する機会でもある。それは知的障害を持つ人にとっても同様であり、彼らが当事者として、人生におけるQOLを高めしていくためには、仕事や人間関係、生活において自己実現ができるか否かが重要となる。

このように、利用者の自己決定権の尊重・利用者主体が叫ばれるようになったが、介護を必要とする重度の知

的障害を持つ人は、成人期を迎えても、彼ら自身が意志や希望を表明することが困難な場合が多く、また、そうした機会も少ない。そこでは彼らの生活は心身ともにその親に依存する割合が高くならざるをえない。そのため、知的障害を持つ人の親は、成人期を迎えた子の代弁者としての役割を果たし続けることになる。そこでは彼らの日常生活に起こるさまざまな生活課題に対して、社会から受ける影響を自明のものとして認識することにより、わが子と社会の価値基準との間で常に揺れ動き、さまざまな葛藤を引き起こすこととなる。つまり、知的障害を持つ人の親もまた、「当事者」としてとらえることができる。

そして、この当事者である人々の自己決定を尊重し、利用者主体を実現していくために、社会福祉の専門家という立場での援助が行われることになる。ただ、こうした専門的援助関係においては、往々にしてパワー（権力）のアンバランスが生じることが指摘されている。それは、パワーを持つ「肯定的な極」に位置する、援助する側のソーシャルワーカーが理想とする正常さへの適応に、パワーを持たない「否定的な極」にあるとされる、援助される側のクライアントが服従することになってしまうおそれがあるからである<sup>1)</sup>。

そこで、こうした「権力を有する側の言説や声が結果的に支配的となり、真実とみなされるのに対して、権力を有さないものの言説は周辺に追いやられ、征服され、そして彼らの物語は語られないまま終わってしまう<sup>2)</sup>

ことのないように、援助する側と援助される側のパワーのアンバランスを是正しなくてはならない。

つまり、専門家の視点からではなく、あくまでも当事者の視点に立ちながら、日常における主観的な意味づけをとらえていくことを出発点にすべきであり<sup>3)</sup>。そのためには、当事者本人の「語り」を言語化し、パワーをもたないもうひとつの沈黙していたストーリーを語ってもらうことが必要なのである。

そこで本研究では、ナラティブ・モデルの考え方をを用いて、成人期を迎えた知的障害を持つ人による自己決定を行うという現実が、日常的なコミュニケーションの過程において、障害の当事者である親の視点からどのように経験されたのかを語ってもらうことで、ストーリーを通して、クライアントの主観的意味の世界を理解し、語りと傾聴という協働的パートナーシップに基づく新しいストーリーの再構成をめざすこととする。そして、クライアントのとらえる現実、つまり彼ら自身にとっての「主観的世界」から発想するという視点にたつ援助方法の有効性を検討することを目的とする。

## II. ソーシャルワークにおけるナラティブ・モデル

ナラティブ・モデルとは、1990年代から盛んになり、臨床ソーシャルワークにおける実践として用いられている<sup>4)</sup>。

岡本は、ナラティブ・モデルについて、「クライアントのニーズを情報源として発信するような展開を試みることによって、ワーカーとともに援助過程を歩み、ともに援助のあり方をストーリーとして組み立て、創造していくことを目指すもの」と定義している<sup>5)</sup>。

このナラティブ・モデルは80年代からのポストモダンの影響を受けた理論であり、抑圧され、権力をもたない人々が自分たちの言葉で自分たちの要求を語る努力を援助するにあたり、援助側のもつ専門的知識も社会的相互作用により構成されたものであり、援助される側の語るストーリーと対等な立場にあるという、人々の日常性におけるパワー（権力）に注目する点に特徴がある。ナラティブ・モデルを用いた実践が、利用者本位の考え方に基づき、彼らのエンパワメントの道筋を導きだすことを可能にするものと理解できる。

ナラティブ・モデルの前提は、人はそれぞれに独自のストーリーを持っているということである。彼らは、人生を理解し、自分自身を表現するためには、「経験がストーリー storied」されねばならず、経験に帰せられる意味を決定するのがこのストーリーである<sup>6)</sup>として、ストーリーによって意味は明らかにされるという立場をと

る。

しかし、人は、「私はこうありたい」という自分のストーリーが一般的な常識とされているストーリー、つまり、社会的言説に乗っ取られた優勢な力を持ったストーリー（ドミナント・ストーリー）と一致しなくなったとき、自らを「不適応」「逸脱」とみなしてしまう。だから各自の経験をストーリーにした物語、あるいは自分が他者からストーリーとして与えられている物語が、自分の生きられた経験を十分に表現していない場合に問題が生まれるといわれる<sup>7)</sup>。

そこで専門家の役割は、問題を発生させたドミナント・ストーリーをクライアントの立場にたつて、彼らと共に書き換えることにより、彼ら自身の生きられた経験に沿ったストーリー（ドミナント・ストーリーよりも、心地よく、生き生きと語られるストーリー）つまりオルタナティブ・ストーリーを創り出すための援助をすることにある。

つまり、知的障害を持つ人の親にとって、子どもの自己決定というそれまでに体験したことのない状況に遭遇することは、「私はこうありたい」という自分のストーリーがドミナント・ストーリーと一致しなくなったことを意味しており、自分の生きられた経験を十分に表現できないために問題が生じたことになる。そこで、「ドミナント・ストーリー」から「オルタナティブ・ストーリー」への変容のためのストーリーの再構成が必要となる。

狭間は、ストーリーの再構成について、「ストーリーは、ストーリーの語り手のみに属するのではなく、常に他者との相互行為を通して構成される。ストーリーは社会的文脈のなかで、その意味を獲得し、それは固定したものではなくて、相互行為のなかで常に生成、変化しているのである。」<sup>8)</sup>と述べ、ストーリーの再構成がその過程において、さまざまな人々との相互行為によって生み出されることを指摘している。

それは、このナラティブ・モデルが現実社会によって構成されるものであると捉える「社会構成主義」に基づいており、現実が予め絶対的に存在しているのではなく、言語によって構成され、そして現実はいくつかの日常的なコミュニケーションのなかで不断に構成され、つくられていくという立場をとる<sup>9)</sup>ことでも明らかである。

そこで彼らの経験がストーリー化され、それが生き生きとした自分自身として再表現されるためには、日常的なかで他者とのコミュニケーション過程を通して語られる「現実」がどのような変遷をたどり、ストーリーが再構成されたのかを理解する必要がある。

### Ⅲ. 研究方法

#### 1. 対象者について

本ケースのクライアントは、学齢期を終え、その後の進路に悩みながら成人期を送った知的障害を持つ人とその母親である。母親は、現在 53 歳で、その子どもは 30 歳の女性で、愛の手帳（療育手帳）では 2 度の判定を受けている。

#### 2. 調査の手続きと調査期間

2003 年 8 月に、支援費にかかわる知的障害者の移動介護の実態調査を行うために、荒川区社会福祉協議会のソーシャルワーカーに、移動介護を利用している知的障害を持つ人の親を紹介していただいた。そのときの知的障害を持つ人の親の方のうち、今回の研究主旨を理解しインタビューを受けてくれる協力者を得た。尚、今回の対象者は長期的な時間経過を重視するため、学齢期を終え成人期以降も親と同居し、地域社会で生活をしている重度の知的障害を持つ人の親で、できる限り詳細なストーリーを得ることができる方の中から 1 名を選定した。インタビュー調査は 2004 年の 8 月に実施した。調査の対象者には調査の趣旨を説明し、インタビュー結果を論文に掲載することについては同意を得ている。

#### 3. インタビューの内容と分析の方法

インタビューは回答者による自由記述の形式をとった。調査者からの質問は最小限度にとどめ、成人期以降のライフステージにおけるライフイベントに関する質問と、それに関する人間関係について質問を適宜行った。インタビュー回数は 2 回で、所要時間は 1 回あたり約 4 時間であった。インタビューは本人の許可を得て録音し、終了後、逐語のトランスクリプトを作成した。

インタビューデータについては下記の方法を用いて分析する。

まず、経験をストーリー化するためには、クライアントから語られる「現実」を理解する必要がある。この「現実」の構成過程を「意味の重層構造」<sup>10)</sup>と「関係性の側面」<sup>11)</sup>を用いて分析することとする。

### Ⅳ. 事例分析

#### 1. 事例の概要

母親は、高校卒業後の子どもの進路を考えて、仲間（知的障害を持つ人の家族）とともに A 区に作業所を作っていた。母親は、自分の娘がその作業所に高校を卒業したら行くことを疑わなかった。なぜなら、子どもは、それまで一度も母親に反抗したことがなかったからである。にもかかわらず、母親は、子供に作業所に行くことを拒

否されてしまった。

初めて、娘の反乱にあった。「20 年近くかばいながらかわいがってきたのに、それが、ちがうよ・・・なんで・・・っていう思いがあった。学齢期のときは、一緒に頑張ったのに、1 人通学もできたのに・・・どうして」と思った。

作業所は、子どものために、高校卒業後の進路として作ったものだった。娘のために作ったのに、拒否されたことは青天の霹靂だった。母親は、学齢期を過ぎれば、社会に出て、仕事をするのがあたりまえだと思っていた。「やっぱり、仕事をして、小遣いを稼いで、好きなものを自分で買って、楽しみを得たら、この人も楽しいんじゃないかなあ」と思ったという。ご主人も企業戦士で、毎日、仕事仕事に明け暮れる姿をみていたから、仕事をしないという生活は到底受け入れられるものではなかった。

#### 2. 結果と考察

分析の結果、母親が日常のコミュニケーションの中で、子どもの自己決定という「現実」を理解していくまでの過程を、母親の経験からとらえると、①「子どもの社会への順応をめざす母」②「子どもの意思を尊重しようとする母」③「子どもを社会にゆだねることのできる母」というように、そのストーリーは、個人のなかに予めある心理ではなく、周囲の人々を含めた環境との相互作用により絶えず構成されていくことがわかった<sup>12)</sup>。以下では、時系列にそってそれぞれの場面をまとめ、経験を通して「現実」がどのように変化したかを記述する。

##### 場面 1 : 子どもの社会への順応をめざす母

母親は、子どもに対して無理強いをしてでも、作業所での生活に慣れさせなければならないという行為選択の判断を行った。ここには、強い制御規則が展開している。つまり、子どもが「作業所に行きたくない」というのは、単に学齢期から成人期へのライフステージの移行に伴う環境の変化であり、「慣れるまで時間がかかる」（発話行為の意味づけ）と考えていた。だから、それを認めると、親は子どもの言いなりになって、子どもの将来を台無しにしてしまうから、厳しく対処すべき（関係性の硬直）となり、否定的な自己概念をつくりだした。

このような、子どもの自己決定が奪われた関係は、「補足性」の硬直であり、また、長引く対立からは「総称性」の硬さが伺える。そして、子どもは、早朝から「ギアア、ギアア」と泣き叫ぶことにより、近隣からの苦情も加わって、母親を打ち負かす戦術を学び、優位に立つことになり（子ども上位の硬い「補足性」）元の状態に戻るようになる。つまり、母親が「高校卒業後は、仕事につく

ことが当然」という支配的な「言説」にしがみつくなり、支配される側に屈服し続ける運命にあることが理解できる。

#### 場面2：子どもの意思を尊重しようとする母

母親は子どもが作業所に通い始めてから3ヶ月後、作業所からの呼び出しで、いつもより早い時間に子どもを迎えに行った。その帰宅途中に子どもから、『わたし、がんばったよ』と言われる。それを聞いたとたん、涙がボロボロとこぼれた。「そうだよね。がんばったんだよね。でも、無理なことだってある。少しでもひとつでもできることが将来につながると思ってやってきたけど、子どもの意思を無視して、無理強いしてたんだ。」と母親は気づいた。

この段階で親子の「行為の制御規則」は子どもの意思を尊重する方向へと変化してきた。この親子関係は、親の子どもへの強要やあるいはその失敗による無力感、そして恥の感情が減少していく過程である。この「関係性」の変化は子どもに対しては柔軟な行為選択が試みられる可能性が生じた。つまり、母親の発話行為の変容である<sup>13)</sup>。

この局面での関係性の特徴は、母親が子どもに行為選択の主導権をとらせる「メタ補足性」が広がり始める。成人期を迎えて、その後の進路に不安を持つ知的障害を持つ人とその不安を取り除こうとする母親の役割との関係を支える支配的「言説」は、子どもを社会に順応させようとする考え方から、子どもの意思を尊重する姿勢に変化したことがわかる。

#### 場面3：子どもを社会にゆだねることのできる母

母親は、子どもが作業所を辞めることを認めた。そして、子どもは、生活実習所に入所し生活訓練を行うこととなった。しかし、入所当初、母親は仕事もしないで、訓練だけのカリキュラムにたいしてなかなか受け入れることができなかった。

現在（作業所を退所して、10年）、子どもは週3回生活実習所に通い、週2回は老人福祉センターにある喫茶コーナーでウエイトレス兼お皿洗いの手伝いをしている。この喫茶コーナーは、母親が多くのボランティアとともに作ったNPO法人「Y」が経営する喫茶コーナーである。

現在の子どもの生活について母親は、「老人福祉センターでの喫茶の仕事は、本人がきちんと全部できるわけではないので、周りの方のフォローが大変だと思う。人にゆだねることには不安はあるが、受け入れてくださる

方には、ゆだねることにしている。」と語った。

また、今までは、子どもとの会話についても、「こうでしょ。こうしなさい。」と命令したり、断定したりしていたけど、「こうしたほうがいいんじゃない」と、ある程度子どもから距離を置いた話し方を心がけるようになった。

この段階では、母親は作業所に通うことを拒否した子どもに対して、「子どもの適正に合わなかった」と定義し、その問題を解決すべく、「子どもの卒業後の進路に多様な選択肢を認める」こととした。これは、子どもに対しての、母親の「べき」の変容で「行為の制御規則」の変化と見られる。そしてそれは、現実構成の抽象的規範となり、「関係性」や「自己概念」を変化させ、ストーリー化されていった（「意味の構成規則」の変化）ことを意味する<sup>14)</sup>。

作業所は子どものために作ったものだったが、NPO法人「Y」が経営する喫茶コーナーは子どもが自らの意志で働くことを希望した場所だった。母親は子どもの選択肢を拡大することを側面的に支援することで、母親としての役割遂行の自信を取り戻すことができた。この局面での親子の関係は、母親が子どもに選択行為の支配権をとらせる「メタ補足性」が特徴として挙げられる。そして、子どもの側にも、母親の現実構成の変容に応じて、主体的な現実構成過程が生じたことが理解できる。

## V. まとめ

ナラティブ・モデルの「抑圧を再生産したり、固定化するものが、いわゆる制度や権力機構ではなくて、言語ないし日常的言語実践である」<sup>15)</sup>という認識にたてば、自らの言葉で自分のストーリーを語ることができるということは、人間としてのプライドや存在価値を取り戻す契機と位置づけることができる。つまり、ストーリーの再構成は、現実を理解することを経験することによって、クライアントが自らの問題解決能力に気づき認識していく過程であり、ストーリーによってクライアントをエンパワーしていくことになる。その際、援助者は、クライアントの「ストーリー作り」に協力し、経験の意味づけを再構成、再定義する役割を担うことになる。

また一方では、今回の事例における子どもと母親の関係は、まさにクライアントと援助者の関係として捉えなおすことができる。子どもと母親は当事者同士でありながら、そこには、援助される側と援助する側という、パワーのアンバランスが無意識に存在することにより、権力構造ができあがっていた。このパワーのアンバランスを母親の「語り」を通して、ストーリーを再構成するこ

とにより、子どもと母親双方の自己決定を尊重することを可能とした。

援助者は常に、ソーシャルワークの実践において、その関係を人間同士の出会いの場であると自覚する必要がある。それには、クライアントによって現実だと説明される主張、つまりストーリーを彼らの側に立って誘導する役割が援助者には求められている。援助者がクライアントの側からの理論展開をどのように構築していくかが、今後の課題ではないだろうか。

## 注・参考文献

- 1) Leslie Margolin (1997). Under the cover Kindness: the invention of social work 中河伸俊, 上野加代子, 足立佳美訳 (2003)『ソーシャルワークの社会的構築: 優しさの名のもとに』明石書店 p. 237
- 2) Hartman, A. (1991). Words Create Worlds. Social Work, Vol. 36, No. 4 p. 275
- 3) 右田紀久恵 (1995) 「福祉社会」と地域福祉総合化への途」右田紀久恵編著『地域福祉総合化への途—家族国際化の視点を踏まえて』ミネルヴァ書房 p. 26
- 4) Saleebey, D., (1994) "Culture, Theory, and Narrative: The Intersection of Meaning in Practice", Social Work, Vol. 39, No. 4, p. 351
- 5) 岡本民夫 (2000) 「ソーシャルワークにおける研究方法の課題」『ソーシャルワーク研究』25-4 p. 15
- 6) White & Epston (1990). Narrative Means to Therapeutic Ends. New York, W. W. Norton. 小森康永訳 (2002)『物語としての家族』金剛出版 p. 28-29
- 7) 同, p. 48
- 8) 狭間香代子 (2000) 「ソーシャルワークとライフストーリー」右田紀久恵編『社会福祉援助と連携』中央法規出版 p. 57
- 9) 木原活信 (2002) 「社会構成主義によるソーシャルワークの研究手法—ナラティブ・モデルによるクライアントの現実の解釈」『ソーシャルワーク研究』27-4 p. 28
- 10) 意味の重層構造から現実の生成を説明する方法は、クロネンとベアスのCMM理論 (Coordinated Management of Meaning) を用い、概念の用法もそれに従っている。概念の用法については加茂ら<sup>16)</sup>の説明を用いると下記のとおりである。「発話行為」は、言語、非言語的メッセージの伝達行為であり、「発話行為の意味づけ」は対人関係での文脈によってそれぞれの発話行為が意味づけられる。「関係性」は各個人が持っている相手との対人関係の像である。「自己概念」とは、相互作用の中で形成される自己の概念である。「言説」とは権力を生み出す特殊な知の体系をいう。
- 11) 現実構成過程を関係性の側面から分析するにあたり、Watzlawick & Bavelas & Jackson (1967) pragmatics of human communication, New York: W. W. Norton and Company の文献を参考にした。また使用した用語のうち、「補足性」「総称性」「メタ補足性」については加茂ら<sup>17)</sup>の表現を用いて次のように概念規定した。「補足性」とは成員相互間で保持する力が明確な場合をいう。「総称性」とは成員相互間での保持する力の差が拮抗していることわ表す。そして意図的に相手を上位に置く関係を「メタ補足性」という。
- 12) やまだようこ (2000) 「人生を物語ることの意味—なぜライフストーリー研究か?—」『教育心理学年報』39 p. 146-161
- 13) 加茂陽, 大下由美 (2001) 「エンパワーメント論: ナラティブ・モデルの批判的吟味」『社会福祉学』42-1 p. 18
- 14) 同, p. 19
- 15) 野口裕二 (1995) 「構成主義アプローチ—ポストモダン・ソーシャルワークの可能性」『ソーシャルワーク研究』21-3 p. 28-34
- 16) 加茂陽, 大下由美 (2001) 「エンパワーメント論: ナラティブ・モデルの批判的吟味」『社会福祉学』42-1 p. 15-16
- 17) 同, p. 16